2026 年 3 月 9 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

【重要】振込依頼人名変更による資金移動業者等へのお振込みの制限について

平素より、当行をご利用いただき誠にありがとうございます。

インターネットバンキングにおける不正送金や、投資詐欺・架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺において、暗号資産交換業者や資金移動業者宛てに振り込まれる事例が多発しています。

当行は、お客さま保護および不正送金防止の観点から、既に暗号資産交換業者宛てのお振り込みに際し、当行口座から振込依頼人名を変更してお振り込みされる場合は、お取引を制限させていただいております。

今後は、**一部の資金移動業者等**へのお振り込みについても、同様にお取引を制限させていただく場合がございます。

あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。

記

１．対象となるお取引

ATM、インターネットバンキング（以下「NCB ダイレクト」）および西日本シティ銀行アプリを利用した当行口座からのお振込みで、以下のお取引が対象となります。

≪ご利用チャネルおよび制限対象のお取引≫

ご利用チャネル	制限対象のお取引
ATM（当行・コンビニ ATM）	振込依頼人名を変更して一部の資金移動業者等へお振込みをする取引
NCB ダイレクト	
西日本シティ銀行アプリ	

≪振込依頼人名の変更例≫

口座名義	振込依頼人名	取引可否
ニシニッポン　ハナコ	12345 ニシニッポン　ハナコ	取引可
ニシニッポン　ハナコ	ニシニッポン　タロウ	取引不可
ニシニッポン　ハナコ	フクオカ　ハナコ	取引不可

２．取扱開始日

2026 年 3 月 16 日（月）

以　上

本件に関するお問い合わせ先
ダイレクト営業室　TEL 0120-714-117
【受付時間】平日 9:00～20:00 まで（ただし銀行休業日を除く）